

議第122号

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 6 月 6 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 項を次のように改める。

（貸与の対象者の属する世帯の需要の年額の特例）

- 6 当分の間、第 2 条第 3 号の規定の適用については、同号ウ中「生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第 174 号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第 158 号）」とする。

付 則

この条例は、平成25年 8 月 1 日から施行する。